

陸上自衛隊達第73—1号

陸上自衛隊揚重機取扱規則（昭和43年陸上自衛隊達第73—1号）の全部を改正する。

昭和53年1月18日

陸上幕僚長 陸将 高品 武彦

## 陸上自衛隊揚重機取扱規則

改正 昭和57年4月30日達第122—119号 昭和59年5月18日達第73—1—1号  
昭和60年12月21日達第73—1—2号 平成元年2月10日達第122—127号  
平成元年2月15日達第73—1—3号 平成7年3月15日達第73—1—4号  
平成10年3月20日達第122—139号 平成13年3月30日達第73—1—5号  
平成18年3月27日達第73—1—6号 平成18年7月28日達第73—1—7号  
平成20年7月23日達第122—228号 平成21年2月3日達第122—230号  
平成23年4月1日達第32—19号 平成24年2月27日達第73—1—8号  
平成27年10月1日達第73—1—9号 令和3年3月22日達第73—1—10号  
令和4年2月25日達第73—1—11号

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 操作員、玉掛員の資格等（第4条—第7条）
- 第3章 玉掛け（第8条—第13条）
- 第4章 合図の方法（第14条）
- 第5章 性能検査（第15条—第27条）
- 第6章 雑則（第28条・第29条）

## 附則

- 別紙第1 つり上荷重5トン以上の揚重機操作員教育基準
- 別紙第2 つり上荷重5トン未満の揚重機操作員教育基準
- 別紙第3 揚重機操作員教育修了証
- 別紙第4 揚重機玉掛員教育基準
- 別紙第5 揚重機玉掛員教育修了証
- 別紙第6 揚重機操作員経歴簿
- 別紙第7 揚重機性能検査申請書
- 別紙第8 揚重機検査証
- 別紙第8の2 揚重機検査証有効期間の伸長に係る承認申請書
- 別紙第9 揚重機臨時検査通知書
- 別紙第10 揚重機検査証再発行申請書
- 別紙第11 揚重機検査証発行台帳
- 別紙第12 揚重機記録簿
- 別紙第13 記録類保存期間一覧表

別図 揚重機の合図法  
別冊 揚重機性能検査基準  
第1章 総則

(目的)

第1条 この達は、陸上自衛隊における揚重機及び玉掛用具の取扱い操作並びに性能検査等について、必要な事項を定め、揚重機及び玉掛用具の適正な管理と使用上の安全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この達において用いる次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚重機 動力を用いて荷をつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置で、つり上荷重0.5トン以上のクレーン及び移動式クレーンをいう。
- (2) クレーン 天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン及びテルハをいう。
- (3) 移動式クレーン 原動機を保有し、かつ、任意の場所に移動することができる揚重機能を備え付けた器材（走行部（クローラクレーンを除く。）を除く。）をいう。
- (4) つり上荷重 揚重機の構造及び材料に応じて、負荷させることのできる最大の荷重をいう。
- (5) 定格荷重 つり上荷重からフック、グラブバケット等のつり具の重量を除いた荷重をいう。ただし、ブーム又はジブの角度によって負荷能力が変動する揚重機は、その角度における最大の荷重から、つり具の重量を除いた荷重をいう。
- (6) 定格速度 定格荷重に相当する荷重の荷をつって、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行う場合のそれぞれの最高の速度をいう。
- (7) レッカ等 トラッククレーン及びクローラクレーンを除く移動式クレーンをいう。
- (8) 部隊等 揚重機を保有又は装備する部隊及び機関をいう。
- (9) 性能検査 当該揚重機に具備すべき能力及び機能について検査し、部隊等における使用の可否を判定することをいう。

(部隊等の長の責任)

第3条 部隊等の長が、揚重機の管理及び使用に関し、実施すべき事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 揚重機を別冊揚重機性能検査基準に適合するように維持するため、定期点検を月1回行うとともに、第18条第1項第2号に定める荷重試験を年1回行うこと。ただし、当該年内に性能検査を受けた揚重機については、荷重試験を省略することができる。
- (2) 前号に掲げる定期点検は、以下の項目について行うものとする。
  - ア 安全装置、警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
  - イ ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無

ウ つり具の損傷の有無

エ 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常の有無

(3) 第4条及び第5条の規定に該当する者のうちから、揚重機の操作を行う者（以下「操作員」という。）及び玉掛作業を行う者（以下「玉掛員」という。）を指名すること。

(4) 揚重機を使用する場合は、安全上の必要な教育を行うこと。

(5) 操作員から危害防止に関する意見等の申し出があったときは、直ちに適切な処置を講ずること。

## 第2章 操作員、玉掛員の資格等

### (操作員の資格)

第4条 つり上荷重5トン以上の揚重機の操作を行うことができる者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 都道府県労働局長の発行する運転士免許証（以下「労働局免許証」という。）の保有者

(2) 当該揚重機の操作教育を含む初級陸曹特技課程の修了者

(3) 当該揚重機の技能講習を行った登録教育機関が交付した技能講習修了証の保有者

(4) 当該揚重機の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に定める特別教育修了証の保有者

(5) 当該揚重機について、部隊等で行う別紙第1に定める基準の教育の修了者

2 つり上荷重5トン未満の揚重機の操作を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 前項に該当する者

(2) 当該揚重機の技能講習を行った登録教育機関が交付した技能講習修了証の保有者

(3) 当該揚重機の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条に定める特別教育修了証の保有者

(4) 当該揚重機について部隊等で行う別紙第2に定める基準の教育の修了者

3 部隊等の長は、第1項第5号及び前項第4号の教育を修了した者に対して、揚重機操作員教育修了証（別紙第3）を交付するものとする。

4 部隊等の長は、揚重機の操作訓練を有資格者の直接指導の下に、実施させる場合は、第1項及び第2項の規定に該当する以外の者に行わせることができる。

### (玉掛員の資格)

第5条 つり上荷重1トン以上の揚重機の玉掛作業を行うことができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 前条第1項に該当する者（玉掛け資格を有しない労働局免許証保有者を除く。）

(2) クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号。以下「安全規則」という。）第221条に規定する玉掛け技能講習を修了した者

- (3) 部隊等で行う別紙第4に定める基準の教育の修了者
- 2 部隊等の長は、前項第3号の教育を修了した者に対して、揚重機玉掛員教育修了証（別紙第5）を交付するものとする。
  - 3 部隊等の長は、つり上荷重1トン以上の揚重機の玉掛作業を有資格者の直接指導の下に実施させる場合は、第1項に該当する以外の者に行わせることができる。
  - 4 つり上荷重1トン未満の揚重機の玉掛作業は、第1項に該当する者又は部隊等の長がその者の技能で安全上支障がないと認め、指名した者が行うものとする。

（揚重機操作員経歴簿）

- 第6条 部隊等の長は、操作員（レッカ等の操作員を除く。）として資格を有する者について、揚重機操作員経歴簿（別紙第6）を作成するものとする。
- 2 部隊等の長は、前項に定めた者が所属を異にして異動する場合、又は揚重機に関する教育に参加する場合は、その者の揚重機操作員経歴簿を速やかに異動先又は教育担任先の部隊等の長に送付するものとする。

（操作員の遵守事項）

- 第7条 操作員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 定格荷重以上の荷重を掛けないこと。ただし、第18条第1項に定める荷重試験を行う場合を除く。
  - (2) 使用前、使用中、使用後の整備を確実にを行うこと。特に使用前は機能の状態を点検し、重量物をつり上げる場合は、あらかじめ軽荷重により機能の状態を確認すること。
  - (3) 安全装置の機能を停止させて運転しないこと。
  - (4) 荷をつり上げたままの状態で作動位置を離れないこと。
  - (5) 作業指揮官が指名した合図者の合図に従うこと。
  - (6) その他、作業指揮官から命ぜられた事項

### 第3章 玉掛け

（玉掛用ワイヤロープ等の安全係数）

- 第8条 玉掛用ワイヤロープ等の安全係数は、ワイヤロープにあつては6以上とし、つりチェーン、フック及びシャックルにあつては5以上とする。

（使用を禁止するワイヤロープ）

- 第9条 次の各号の一に該当するワイヤロープは、使用してはならない。
- (1) 素線（フィラー線を除く。）がワイヤロープひとよりの間において10パーセント以上切断しているもの
  - (2) 直径の減少率が公称直径の7パーセントを超えるもの
  - (3) キンクしたもの
  - (4) 著しい形くずれ、又は著しい腐食があるもの

（使用を禁止するチェーン）

- 第10条 次の各号の一に該当するチェーンは使用してはならない。
- (1) 伸び率が製造時の長さの5パーセントを超えるもの
  - (2) リンクの断面の直径の減少率が製造時の断面の直径の10パーセントを超えたもの

(3) き裂があるもの  
(使用を禁止するフック等)

第11条 変形しているか、又は、き裂のあるフック、シャックル及びリング等の金具は使用してはならない。

(フック等の具備条件)

第12条 エンドレスでないワイヤロープ又はつりチェーンは、その両端にフック、シャックル、リング又はアイを備えているものでなければ玉掛用具として使用してはならない。

2 前項のアイは、アイスプライス若しくは圧縮止め又はこれらと同等以上の強さを保持する方法によるものでなければならない。

(玉掛用具の点検)

第13条 玉掛員は、使用前及び使用後に玉掛用具を点検して異常の有無を作業指揮官に報告するものとする。

2 前項により異常の報告を受けた作業指揮官は、直ちに交換又は補修等のための処置をとるものとする。

第4章 合図の方法

(合図の方法)

第14条 揚重機の合図の方法は、別図のとおりとする。

第5章 性能検査

(性能検査の種類)

第15条 揚重機の性能検査は、設置検査、定期検査及び臨時検査に区分する。

(1) 設置検査は、陸上自衛隊が新たに揚重機を保有又は装備したときに行う検査とする。

(2) 定期検査は、検査証の有効期間を更新しようとするときに行う検査とする。

(3) 臨時検査は、陸上自衛隊以外の部隊等から揚重機の管理換（一時管理換を除く。）を受けたとき、又は第2段階整備以上の整備を実施したときに行う検査とする。

(性能検査を行う揚重機)

第16条 性能検査を行う揚重機は、つり上荷重3トン以上のものとする。

2 前項の揚重機は、性能検査に合格しなければ、使用してはならない。

(性能検査の担当区分)

第17条 性能検査は、補給処長が当該方面区内に所在する部隊等が保有又は装備する揚重機について行うものとする。

2 第2段階整備を実施したときに行う臨時検査は、整備を実施した野整備部隊の長に検査を委任することができる。

3 外注整備を実施した場合は、完成検査（又は性能検査を含む受領検査）をもって代えることができる。

(性能検査の実施)

第18条 揚重機の性能検査は、別冊揚重機性能検査基準により、各部分の構造機能について点検を行うほか、次の各号に定める荷重試験を行うものとする。

る。ただし、防衛装備庁で新たに調達した揚重機に係る設置検査は、防衛装備庁長官が実施する検査をもって代えることができる。

- (1) 設置検査の荷重試験においては、定格荷重の1.25倍に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を行うものとする。
  - (2) 定期検査の荷重試験においては、定格荷重に相当する荷重の荷をつつて、つり上げ、走行、旋回、トロリの横行等の作動を定格速度により行うものとする。
  - (3) 臨時検査の荷重試験においては、前号の定期検査の要領に準じて、行うものとする。
- 2 クレーンの設置検査において、当該クレーンを設置する走行レール、モレノールに係る検査は、防衛装備庁長官が実施する施設の検査をもって代えることができる。
- 3 走行部が、自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号。以下「自動車に関する訓令」という。）に定める保安検査の対象となる揚重機の定期検査は、通常保安検査と同時に実施するものとする。  
（検査官の資格及び任命）

第19条 性能検査の検査官（以下「検査官」という。）は、揚重機の整備又は検査業務について通算2年以上の経験を有する者で、幹部自衛官、准陸尉、陸曹長若しくは1等陸曹又は行政職俸給表(一)の職務の級2級以上、若しくはこれに対応する各俸給表の職務の級の事務官等のうち、次の各号に掲げる事項について、相当の知識を有すると担当補給処長又は野整備部隊の長が認め任命した者とする。

- (1) 揚重機の構造及び機能に関する事項
- (2) 揚重機の操作に必要な原動機及び電気に関する事項
- (3) 応用力学に関する事項
- (4) 安全規則、クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）及び移動式クレーン構造規格（平成7年労働省告示第135号）並びにこの達に関する事項

（性能検査の支援）

第20条 揚重機の性能検査を受検する部隊等の長は、検査官から要請を受けた場合は、所要の人員及び器材を差し出し、検査官を援助するものとする。

（性能検査の申請）

第21条 部隊等の長は、次の各号に該当する場合には、揚重機性能検査申請書（別紙第7。レッカ等にあつては自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95—3号（45.8.31）。以下「保安検査に関する達」という。）に定める自動車保安検査受検予定表をいう。）を作成し、希望受検日の当該四半期開始2か月前までに担当補給処長に送付するものとする。ただし、第3号に該当する場合には、その都度送付するものとする。

- (1) 新たにクレーンを設置する場合

(2) 揚重機検査証（別紙第8。レッカ等にあつては、保安検査に関する達に定める自動車検査証をいう。以下「検査証」という。）の有効期間が満了となる場合

(3) 臨時に検査を受検する必要がある場合

2 前項の申請を行う場合、駐屯地司令は当該駐屯地に所在する部隊等の性能検査に関して日時、検査の順序及び検査の支援等について調整するものとする。

（検査証の交付）

第22条 担当補給処長は、設置検査又は陸上自衛隊以外の部隊等から管理換を受けた場合の臨時検査で、合格と判定した場合は、検査証を当該部隊等の長に交付するものとする。

ただし、レッカ等にあつては、保安検査に関する達に定めるところによる。

（検査証の有効期間等）

第23条 検査官は、性能検査（第2段階整備以上の整備を実施したときに行う臨時検査を除く。）を実施した場合には、2年以内で検査証の有効期間を定めるものとする。

2 検査官は、第2段階整備以上の整備を実施したときに行う臨時検査の結果、検査証の有効期間が満了となっているか、又は有効期間内であっても当該臨時検査の結果に基づき2年以内で有効期間を変更することができる。

3 検査官は、第1項及び第2項の検査結果使用上の制約事項がある場合は、条件を付けることができる。

4 検査官は、自動車に関する訓令第16条の2の規定に基づき移動式クレーンの自動車検査証の有効期間が伸長された場合には、検査証の有効期間を期間を定めて伸長することができる。

5 方面総監及び防衛大臣直轄部隊等の長は、天災その他やむを得ない事由により継続して定期検査を受けることができないと認めるときは、（揚重機臨時検査通知書の送付）クレーンの揚重機検査証の有効期間の伸長について速やかに別紙第8の2様式により陸上幕僚長に上申し、承認を得るものとする。

第24条 第2段階整備を実施したときに行う臨時検査を委任された野整備部隊の長は、検査の結果、検査証の有効期間を変更する場合、又は使用上の制約事項を付けた場合は、揚重機臨時検査通知書（別紙第9）により補給処長に通知するものとする。ただし、レッカ等にあつては、保安検査に関する達に定めるところによる。

（検査証の再交付及び返納）

第25条 部隊等の長は、次の各号に該当する場合には、揚重機検査証再発行申請書（別紙第10）により、検査証の再交付を補給処長に申請するものとする。ただし、レッカ等にあつては保安検査に関する達に定めるところによる。

(1) 亡失したとき

(2) 汚損、き損して識別が困難になったとき

(3) 有効期間の記載欄がなくなったとき

2 部隊等の長は、次の各号に掲げる事由が生じた場合には、当該揚重機の検査証を担当補給処長に返納するものとする。ただし、レッカ等にあつては、保安検査に関する達に定めるところによる。

(1) 不用決定する場合

(2) 陸上自衛隊以外に管理換（一時管理換を除く。）する場合

(3) 検査証の再交付を受けた場合

（揚重機検査証発行台帳）

第26条 補給処長は、揚重機検査証発行台帳（別紙第11。レッカ等にあつては保安検査に関する達に定める自動車検査証発行台帳をいう。）を備え、検査証の発行状況を記録するものとする。

（検査証の携行）

第27条 部隊等の長は、揚重機を使用するときは、検査証を携行又は備え付けなければならない。

#### 第6章 雑則

（揚重機記録簿）

第28条 補給処長は、担当する揚重機について揚重機記録簿（別紙第12。レッカ等にあつては、保安検査に関する達に定める自動車記録簿をいう。以下同じ。）を備え付けるものとする。

2 部隊等の長は、当該部隊等の所在する方面区以外の部隊等に揚重機の管理換（一時管理換を除く。）を命ぜられたときは、その旨を補給処長に通知するものとする。ただし、レッカ等にあつては保安検査に関する達に定めるところによる。

3 前項の通知を受けた補給処長は、当該揚重機記録簿を管理換先の補給処長に送付するものとする。

（記録類の保存期間等）

第29条 この達に定める記録類の保存期間は、別紙第13に定めるところによる。

#### 附 則

1 この達は、昭和53年4月1日から施行する。

2 この達施行前に労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に定める機関の性能検査を受けていたクレーンを保有する部隊等の長は、補給処長に対し、検査結果を通知するとともに、じ後の性能検査の実施について、指示を受けるものとする。

3 この達施行前に、部隊等の長が揚重機操作員（基準局免許所持者を除く。）又は玉掛員として指名していた者に対しては、この達の第4条、第5条に示す資格を有する者とみなす。

4 陸上自衛隊車両の運行等に関する達（陸上自衛隊達第98—5号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

5 自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査に関する達（陸上自衛隊達第95—3）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）



附 則（昭和 57 年 4 月 30 日陸上自衛隊達第 122—119 号）

- 1 この達は、昭和 57 年 4 月 30 日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 59 年 5 月 18 日陸上自衛隊達第 73—1—1 号）

- 1 この達は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 60 年 12 月 21 日陸上自衛隊達第 73—1—2 号）

この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。

附 則（平成元年 2 月 10 日陸上自衛隊達第 122—127 号）

- 1 この達は、平成元年 2 月 10 日から施行し、同年 1 月 8 日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成元年 2 月 15 日陸上自衛隊達第 73—1—3 号）

- 1 この達は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成 7 年 3 月 15 日陸上自衛隊達第 73—1—4 号）

- 1 この達は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—139 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 73—1—5 号）

この達は、平成 13 年 3 月 30 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 73—1—6 号）

- 1 この達は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。ただし、第 19 条の改正規定については、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有している旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成 18 年 7 月 27 日陸上自衛隊達第 73—1—7 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 23 日陸上自衛隊達第 122—228 号）

この達は、平成 20 年 7 月 23 日から施行する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日陸上自衛隊達第 32—19 号）

この達は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 2 月 27 日陸上自衛隊達第 73—1—8 号）

この達は、平成 24 年 2 月 27 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 73—1—9 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日陸上自衛隊達第 73—1—10 号）

- 1 この達は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に存するこの達による改正の前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる。

附 則（令和 4 年 2 月 25 日陸上自衛隊達第 73—1—11 号）

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

## つり上荷重5トン以上の揚重機操作員教育基準

課 目		範 囲		時 間	備 考
学 科	揚重機一般	種類及び型式、主要構造部分、作動装置、安全装置、ブレーキ機能、取扱い方法		3	課目及び学科中、原動機・電気に関しては、教育する対象品に応じ、クレーン又は移動式クレーンのいずれかについて教育する。
	原動機・電気	クレーン	電気に関する基礎知識、電動機、開閉器、コントローラ等電気を通ずる機械器具、電路の点検及び補修、感電による危険防止	3	
		移動式クレーン	内燃機関、油圧駆動装置、感電による危険防止		
	力学	力（合成、分解、つり合い及びモーメント）ワイヤロープ、フック及びつり具の強さ、ワイヤロープの掛け方と荷重の関係		2	
	関係法令	クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）の関係条項及びこの達		1	
実 技	基本運転	基本操作、荷のつり上げ、定められた経路による運搬、定位置へのおろし		4	
	応用運転	各種の荷姿の荷をつって運転		4	
	玉掛け・合図	重量目測、重心判定、荷の種類に応じた玉掛用具の選定、玉掛け、合図の方法		4	
合 計				21	

## 別紙第2（第4条関係）

## つり上荷重5トン未満の揚重機操作員教育基準

課目	範 囲	時 間	
学 科	つり上荷重5トン以上の教育基準に同じ	9	
実 技	運 転	荷のつり上げ、定められた経路による運搬、荷のおろし	2
	重 量 目 測	材料又は形状の異なる2以上の物の重量目測	1
	玉 掛 ・ 合 図	玉掛用具の選定、玉掛けの方法、合図の方法	1
合 計		13	

(表 面)

揚重機操作員教育修了証	
氏 名	
上記の者	つり上荷重5トン <sup>以上</sup> <sub>未満</sub> の( ) 操作員教育を修了したことを証する。
	年 月 日
	部隊等の長名

(裏 面)

移 動 等 記 録			
年月日	所属部隊	確認署名等	備 考

寸法：日本産業規格A7

- 備考：1 「つり上荷重5トン<sup>以上</sup><sub>未満</sub>」は不要事項を抹消する。
- 2 「( ) 操作員」は( ) 内に操作教育器材名、例えば「(レッカ) 操作員」と記入する。

## 揚重機玉掛員教育基準

課 目	範 囲	時 間	
学 科	揚重機に関する知識	揚重機の種類・構造及び機能	1
	玉掛けに必要な力学に関する知識	力の合成・分解・つり合い及びモーメント、簡単な図形の重心及び物の安定並びに摩擦・重量・荷重	3
	玉掛け及び合図の方法	玉掛け用具の選定とその使用、基本動作（安全作業方法を含む。）及び合図の方法	6
	玉掛けについての規制に関する知識	本達の第9条から第15条までの規定	1
実 技	玉 掛 け	重量目測、玉掛用具の選定とその使用並びに0.5トン以上の重量を有する棒鋼・鋼板等（結束されていないものを含む。）及びその他の各種構造物についての玉掛け	4
	合 図	手及び手旗を用いて行う合図	
合 計		15	

（表 面）

揚重機玉掛員教育修了証	
氏 名	
上記の者 つり上荷重1トン以上の揚重機玉掛員教育を修了したことを証する。	
年 月 日 部隊等の長名	

（裏 面）

移 動 等 記 録			
年月日	所 属 部 隊	確認署名等	備 考

寸法：日本産業規格A7

揚 重 機 操 作 員 経 歴 簿

別紙第6 (第6条関係)

作成年月日・部隊等名				特技	階級	氏名 (ふりがな)		かしら文字	
労働局免許等	種 類	年 月 日	労働局	摘 要	教育修了による資格	品 名	年 月 日	指名者の官職階級氏名	摘 要
	運転士	・ ・ ・	労働局				・ ・ ・		
	運転士	・ ・ ・	労働局				・ ・ ・		
	運転士	・ ・ ・	労働局				・ ・ ・		
	玉掛け技能講習修了証	・ ・ ・	労働局				・ ・ ・		
公的資格	種 類		取得年月日		揚重機関係の教育訓練	実施部隊等名	課程等名	内 容	期 間
			・ ・ ・						
			・ ・ ・						
			・ ・ ・						
適 検 性 査	年 月 日	判 定 区 分							
	・ ・ ・								
無 表 事 故 彰	年 月 日	賞 詞 の 区 分		摘 要					
	・ ・ ・	第 級賞詞							
	・ ・ ・	第 級賞詞							
	・ ・ ・	第 級賞詞							
運 事 転 故	発生年月日	品 名	原因及び損害等の概要		備 考				
	・ ・ ・								
	・ ・ ・								

寸法：日本産業規格A4



(裏及び補助用紙)

操作経歴 ( )																	
区分		令和 年						区分		令和 年							
月別	器材名	実 操 作 時 間				無 走 累	事 行 キ	故 口 計	月別	器材名	実 操 作 時 間				無 走 累	事 行 キ	故 口 計
					累計									累計			
1	月							1	月								
2	月							2	月								
3	月							3	月								
4	月							4	月								
5	月							5	月								
6	月							6	月								
7	月							7	月								
8	月							8	月								
9	月							9	月								
10	月							10	月								
11	月							11	月								
12	月							12	月								
年	計							年	計								
累	計							累	計								
移管記録		移管年月日	部 隊 等 名		中隊長等階級氏名			移管記録		移管年月日	部 隊 等 名		中隊長等階級氏名				
		・ ・ ・								・ ・ ・							
		・ ・ ・								・ ・ ・							
		・ ・ ・								・ ・ ・							
		・ ・ ・								・ ・ ・							
		・ ・ ・								・ ・ ・							

## 備考

### 1 表の記入要領

- (1) 「特技」欄には、現に認定されている揚重機操作又は整備関係の特技番号を、また「階級」欄には現階級をそれぞれ鉛筆により記入する。
- (2) 「労働局免許等」及び「教育修了による資格」の項の「摘要」欄には、免許（又は資格）の条件その他関係事項を記入する。
- (3) 「揚重機関係の教育訓練」欄には、揚重機の操作又は整備等に関する基本教育及び主な練成訓練の実施状況を記入する。「内容」欄には、実施課目等の概要を記入するものとし、特技教育の場合には課程名を該当欄に記入し「内容」欄は記入しない。
- (4) 「公的資格」欄には、自動車整備士及び公安委員会免許等揚重機に関係のある公的免許又は資格について記入する。
- (5) 「適正検査」の項の「判定区分」欄には、新隊員課程において実施した適性検査の判定区分を記入する。

### 2 裏及び補助用紙の記入要領

- (1) 「実操作時間」欄には、操作した揚重機の器材ごとの操作時間数を月別に記入し、「累計」欄には、当該月に操作した器材ごとの操作時間数を合算し、前月の当該累計数に順次加算したものを記入する。月の途中で経歴簿を他部隊等に引き継ぐ場合には同一行の上段に引き継ぐまでの分を記入する。
- (2) 「無事故走行キロ累計」欄には、その月の「実操作時間」欄に記入された操作時間数を陸上自衛隊の表彰に関する達（陸上自衛隊達第24—12号（41.6.21）第10条の規定に基づいて換算集計し、その結果を「実操作時間累計」欄の記入要領に準じて記入する。ただし、車両の操縦をあわせ行う者にとっては、「無事故走行キロ累計」欄には記入せず車両操縦経歴簿（陸上自衛隊の車両の運行に関する達（陸上自衛隊達第98—5号（40.5.20）別紙第2）の「実走行キロ（時間）」欄に揚重機の操作時間数を、「無事故走行キロ累計」欄に換算した累計無事故走行キロ数を、それぞれ記入するものとする。
- (3) 「移管記録」欄には、経歴簿を他部隊等に引き継ぐ際に、現に保管中の中隊長等が氏名等を記入する。

殿

揚重機性能検査申請書

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

(公印省略)

連番	品名	自動車(器材)番号	有効期間	希望検査年月日	摘要
備考					

（表）

揚 重 機 検 査 証				登 録 番 号	登 行 番 号	登 行 者 名
品 名						
型 式				車 台 又 は 製 造 号 機 番 号		
原 動 機	種 類			つ り 上 荷 重	t	
	定 格 出 力			ジ ブ の 長 さ	m	
設 置 場 所				ス パ ン	m	
				揚 程	m	
製 造 者				製 造 年 月 日	. . .	
性 能 基 準 緩 和 事 項 及 び 制 限 事 項						

寸法：日本産業規格A5

(裏)

部 隊 等 名	有 効 期 間	性能検査実施部隊等名	検 査 官 名
	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		
	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		
	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		
	・ ・ ・ ～ ・ ・ ・		

備考：1 「設置場所」、「スパン」及び「揚程」欄は、クレーンについてのみ記入する。

2 防衛装備庁調達の高重機については、調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（昭和44年防衛庁訓令第27号）による検査合格日を性能検査合格日とし、「性能検査実施部隊等名」欄には、「防衛装備庁検査合格証による」と記入し、検査官が「検査官名」欄に検査官名を記入する。ただし、レッカ等については、保安検査に関する達で定めるところによる。

別紙第8の2（第23条関係）

揚重機検査証有効期間の伸長に係る承認申請書

品名・型式・形状	登録番号	部隊等名	揚重機検査証有効期間	伸長が必要な期間	伸長が必要な理由

別紙第9（第24条関係）

殿

揚重機臨時検査通知書

発簡番号第 号

発簡年月日 . . .

発簡者名

(公印省略)

受験予定表発簡番号		連番	検査証番号	登録番号
品名		車台又は製造号 機番号		使用部隊等名
型式		検査実施年月日		検査実施場所
検査の結果	外観検査	良・否（内容： ）		
	分解検査	良・否（内容： ）		
	試験	走行試験	良・否（内容： ）	
		荷重試験	良・否（内容： ）	
	補助具検査等	良・否（内容： ）		
判定	合計		条件付合格	不合格
	(条件付合格のときの条件の内容)			
変更後の検査証有効期間		. . . ~ . . .	検査官階級氏名	
摘要				

寸法：日本産業規格A4

- 備考：1 「検査の結果」欄には、良否のいずれかに丸印を記入し、異常があるときは、その内容を当該欄に記入する。  
 2 「摘要」欄には、不合格とした理由又は検査証の有効期間を変更した理由その他検査時一部修理を要した場合等、その概要を記入する。

別紙第10（第25条関係）

殿

揚重機検査証再発行申請書

発簡番号

発簡年月日

発簡者名

（公印省略）

品名	自動車(器材)番号	理由

寸法：日本産業規格A4



揚 重 機 検 査 証 発 行 台 帳

検査証の発行番号	発行 返納 年 月 日	登 録 番 号	使 用 部 隊 等 名	摘 要
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			
	.....			

(表)

揚 重 機 記 録 簿

年 月 日			番 号			部 隊 等 名
番 号 付 与	検 査 証 交 付	検 査 証 返 納	登 録	車 台 又 は 製 造 号 機	検 査 証	
. . .	. . .	. . .				
. . .	. . .	. . .				
. . .	. . .	. . .				
検 査 年 月 日 ~ 有 効 期 限		検 査 官 名	性 能 検 査 実 施 部 隊 等 名		変 更 年 月 日	変 更 記 載 事 項
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
. . . ~ . . .					. . .	
登 録 番 号						

(裏)

品名				物品管理区分	
				車台又は製造号機 番号	
型式				つり上荷重	t
				ジブの長さ	m
原動機	種類			スパン	m
	定格出力				
設置場所				揚程	
製造者				製造年月日	. . .
性能基準 緩和事項及び 制限事項					
備考					

寸法：日本産業規格 A 5

備考：揚重機臨時検査通知書に基づき、有効期限を記載したときは、「検査官名」欄には検査官名を記入する。

## 別紙第 13 (第 29 条関係)

## 記 録 類 保 存 期 間 一 覧 表

名 称	起 算 基 準	保存 期間
揚重機操作員 経歴簿	当該隊員が退職した日の属する会計年度の終了日の翌日	1 年
揚重機性能 検査申請書	当該申請日の属する会計年度の終了日の翌日	1 年
揚重機検査証	当該揚重機を不用決定した日の属する会計年度の終了日の翌日	1 年
揚重機検査証有効 期間の伸長に係る 承認申請書	当該申請日の属する会計年度の終了日の翌日	1 年
揚重機臨時 検査通知書	当該通知日の属する会計年度の終了日の翌日	2 年
揚重機検査証 再発行申請書	揚重機性能検査申請書に同じ	1 年
揚重機検査証 発行台帳	揚重機検査証に同じ	1 年
揚重機記録簿	揚重機検査証に同じ	1 年

揚 重 機 の 合 図 法

手旗信号

1 呼出し



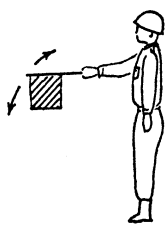
手旗を高く上げる。  
要すれば笛の長吹きを併用する。

2 巻上げ



手旗を上へ上げて輪を描く。

3 巻下げ



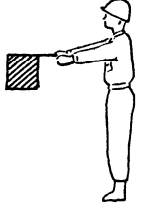
手旗をほぼ水平にして左右に振る。

4 水平移動



片手を移動の方向に水平に出し、手旗を上へ上げ移動の方向に振る。

5 微動



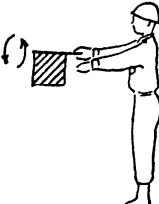
手旗と手で微動の距離を示した後、巻上げ巻下げの場合にはそれぞれの合図を水平移動の場合には手旗だけの合図を続ける

6 位置の指示



なるべく近くの場所に行き旗で示す。

7 転倒



手旗と手を平行に出して転倒の方向に回す。

8 ブーム上げ



手旗を頭部に乗せ、次に手旗を上方に突き上げる。

9 ブーム下げ



手旗を頭部に乗せ、次に手旗を下方に突き下げる。

10 ブーム伸し(油圧式)




手旗を頭部に乗せ、次に手旗を斜め上方に突き上げる。

11 ブーム縮め(油圧式)



手旗を頭部に乗せ、次に手旗を斜め下方に突き下げる。

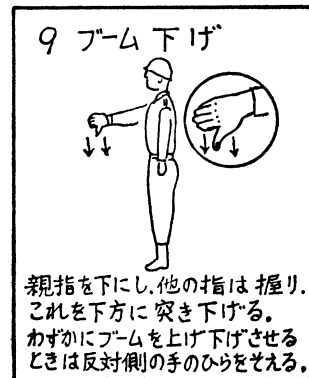
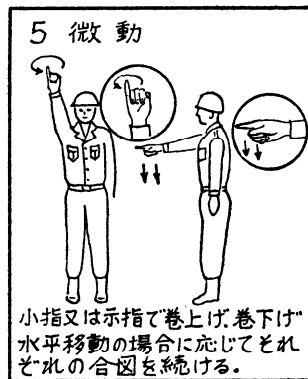
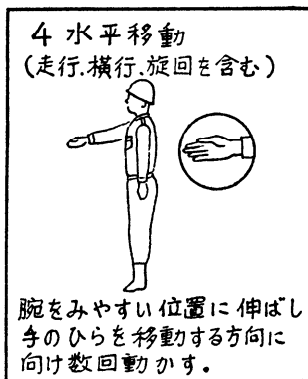
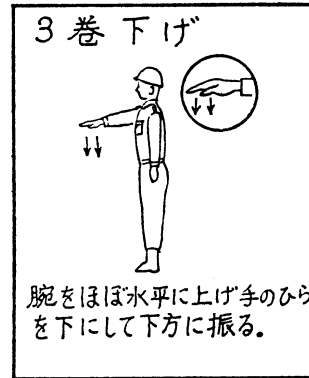
12 停止



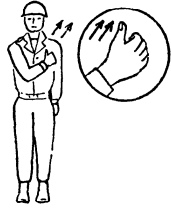
節度をつけて手旗を斜め上方に高く上げる。



手信号

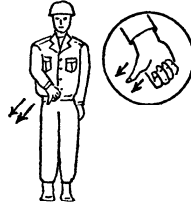


10 ブーム伸し(油圧式)



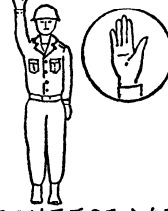
親指を斜上にし、他の指は握り、斜め上方に突き上げる。

11 ブーム縮め(油圧式)



親指を斜下にし、他の指は握り、斜め下方に突き下げる。

12 停止  
(走行、横行、旋回を含む。)



節度をつけて手のひらを高く上げる。ただし微動の場合はそのまま指を握りしめてもよい。

13 急停止



両手をひろげて高く上げて激しく左右に大きく振る。同時に笛を短節に強く吹く。

14 作業完了



拳手の礼をする。

## 揚重機性能検査基準

### 1 趣旨

この検査基準は、揚重機の性能検査の方法及び判定基準を定めるものとする。

### 2 検査の実施

移動式クレーンの性能検査は、付録第1（移動式クレーン性能検査基準）、クレーンの性能検査は、付録第2（クレーン性能検査基準）に基づき検査票（別表第1～別表第3）を使用して行うものとする。

### 3 用語の意義

この検査基準に用いる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 外観検査 主として五感及び点検ハンマー並びに軽易な計測器を使用して、異常の有無を検査することをいう。
- (2) 作動検査 手又は足により作動する装置の作動状態について異常の有無を検査することをいう。
- (3) 機能検査 原動機により作動する装置及び組部品等の個有の機能について異常の有無を検査することをいう。



別表第1

移動式クレーン（レッカ等を除く。）性能検査票				検査年月日		検査官名				
自動車番号	品名	型式	原動機	型式番号	検査証番号					
車台番号	型	式	つり上げ荷重		部隊等名					
フック	フック (摩耗)	アウトリガ	取付部ガイド (取付け、損傷、変形、き裂、油漏れ)	原動機	全般 (始動、加速、異状、振動、異音、温度)	無	全般 (異状振動、異音、衝撃)			
	フックの口 (変形、き裂)		固定用ロックピン (摩耗、変形)		燃料、水、オイル (漏れ)		巻上クラッチ (異音、異臭、滑り、切れ)			
	フックの取付部 (緩み、作動)		ジャッキ、ねじ (摩耗、変形、き裂、異物)		主クラッチ (異音、異臭、切れ、滑り)		ブームふ仰クラッチ ( " )			
	外れ止め装置 (変形、き裂、作動)		底板 (変形、き裂)		ミッション (異音、油漏れ)		動力降下用クラッチ ( " )			
シーブ	シーブ (摩耗、損傷、き裂、作動)	運転室	座席、扉 (取付け、損傷)	油圧装置	油圧ポンプ (漏れ)	負荷運転	旋回クラッチ ( " )			
	シーブ取付部 (取付け、破損、き裂)		窓ガラス、ドア (取付け、破損、腐食、ロック)		油圧モータ ( " )		主巻ブレーキ (異音、異臭、制動)			
ブーム	ブーム (損傷、変形、き裂、曲がり、ねじれ)		室内灯、作業灯、計器灯、スイッチ (取付け、破損、機能)		油圧シリンダ ( " )		油圧バルブ ( " )	油圧ホース (取付け、損傷、破損、き裂)	補巻ブレーキ ( " )	旋回ブレーキ ( " )
	接続ピン、ボルト、ホール (摩耗、損傷、変形)		計器類 (取付け、損傷、機能)		油圧シリンダ ( " )		油圧バルブ ( " )	油圧ホース (取付け、損傷、破損、き裂)	ブーム伸縮装置 (異音、異臭、作動、異状振動)	巻き過ぎ防止装置 (作動)
	補強材 (損傷、変形、曲がり、ねじれ)	警報装置 (取付け、機能)	旋回装置	スウェイジョイント (取付け、油漏れ)	旋回ローラ (変形、き裂)	旋回ロック (取付け、損傷、変形、き裂)	ブーム反転防止装置 ( " )			
	スライディングプレート (摩耗、がた)	操作レバー (引き代、作動)	指器示	ブームふ仰角指示器 (取付け、損傷)	チェーン (取付け、摩耗、損傷、変形、かみ合い)	起動輪、誘導輪、転輪 (取付け、摩耗、損傷、き裂)	ブーム降下制御装置 ( " )			
ブーム	補助ジブ (損傷、変形、曲がり、ねじれ)	操作ペダル (踏み代、作動、ロック)	主巻ドラム (取付け、損傷、変形、き裂)	走行装置	操向クラッチ (異音、異臭、滑り、切れ)	伝導装置 (異音、作動)	油圧装置 (漏れ、異音、作動)			
	反転防止桿 (取付け、摩耗、変形、曲がり、ねじれ)	緩衝用スプリング (折損、衰損、変形)	補巻ドラム ( " )	軸、軸受 (油漏れ、き裂)	操向ブレーキ ( " )	アウトリガ (漏れ、作動)	過負荷防止装置 (作動)			
ブーム反転装置	反転防止ケーブル (切断、衰損、腐食)	巻上クラッチ (摩耗、損傷、き裂、ねじれ、油脂)	ブームふ仰ドラム ( " )	旋回クラッチ ( " )	フレーム (変形、き裂、腐食)	ブーム長さ m	ブーム角度 度			
	レバー、ロッド (取付け、摩耗、変形、き裂)	旋回クラッチ ( " )	ブームふ仰クラッチ ( " )	動力降下用クラッチ ( " )	減速装置 (異音、油漏れ)	ブームわん曲 m/m	ブーム作業半径 m			
ブーム御起伏器	取付部 (変形、き裂)	動力降下用クラッチ ( " )	主巻ブレーキ ( " )	使用時間	判定	試験荷重 t				
	ワイヤロープ (規格、切断、摩耗、リンク、形崩れ、腐食)	巻上クラッチ ( " )	補巻ブレーキ ( " )	H	合格 不合格	再検	有効期間 日から まで			
ワイヤロープ	巻上用すて巻 (取付け、回数)	旋回ブレーキ ( " )	チェーン、チェーンケース (摩耗、損傷、油漏れ、張り)	備考 製造年月日						
	起伏用すて巻 ( " )			鋼索の径 m/m 本数						
ワイヤ止め (固定)				巻上ケーブル						
				ブーム巻上ケーブル						
				ブーム支持ケーブル						

別表第2

レッカ等性能検査票				検査年月日		検査官名					
自動車番号	品名		型式	検査証番号							
製作番号	型状		原動機型式	部隊等名							
フック	フック (摩耗)	ワイヤロープ	ワイヤ (規格、切断、摩耗、キリング、形崩れ、腐食)	油圧装置	油圧ポンプ (漏れ)	無・負荷運転	全般 (異状振動、異音、衝撃)				
	フックの口 (変形、き裂)		巻上用捨て巻き (取付け、回数)		油圧モータ (〃)		旋回装置 (異音、作動)				
	フックの取付部 (緩み、作動)		ワイヤ止め (固定)		油圧シリンダー (〃)		ブーム伸縮装置 (異音、異臭、作動、異常振動)				
	外れ止め装置 (変形、き裂、作動)				油圧バルブ (〃)		油圧装置 (油漏れ、異音、作動)				
					油圧ホース (取付け、損傷、破損、き裂)		急縮防止装置 (作動)				
シーブ	シーブ (摩耗、損傷、き裂、作動)	アウトリガ	取付部ガイド (取付け、損傷、変形、き裂)	旋回装置	ストッパー (取付け、変形、き裂)	ブーム長さ	m	ブーム角度	度		
	シーブ取付部 (取付け、破損、き裂)		固定用ロックピン (摩耗、変形)		トウバ (〃)		ブーム使用警告装置 (〃)				
			ジャッキ・ねじ (摩耗、変形、き裂、異物)		スィベルジョイント (取付け、油漏れ)		過負荷防止装置 (〃)				
ブーム伸縮式	ブーム (変形、き裂)	運転室	底板 (変形、き裂)	指示器	ブームふ仰指示器 (取付け、損傷)	作業半径		m			
	クラウドラム (取付け、変形、き裂)		座席 (取付け、損傷)		試験荷重	t					
	リフトラム上、下ピン (摩耗、変形、き裂)		作業灯 (取付け、破損、機能)		使用時間		判定		有効期間		
	トップ取付ボルト (脱落、緩み)		計器類 (取付け、損傷、機能)		H	合格	不合格	再検	・	・	から
	スライディングプレート (摩耗、がた)		警報装置 (取付け、機能)						・	・	まで
ブーム防止装置	ブームステー・ブラケット (取付け、変形、き裂)	動力伝達装置	巻上ドラム (取付け、損傷、変形、き裂)	備考							
			軸・軸受 (油漏れ、き裂)								

別表第3

## クレーン性能検査票

クレーン性能検査票			検査年月日		検査証番号		検査官名		
登録番号	品名	原動機型式	検査年月日		検査証番号		検査官名		
製造会社名	型式	定格荷重	t		部隊名				
配電盤・保護盤	ナイフスイッチ等 (取付、絶縁、焼損)	ホイル面 (摩耗、条こん)	絶縁抵抗	配電盤・保護盤 ( MΩ)	安全装置	巻過防止装置 (機能)			
	ヒューズ (規格)	トロリポールアーム (取付、変形、き裂)		巻上電動機 ( MΩ)		過負荷防止装置 (機能)			
	配線遮断機 (緩み、破損、機能)	支持がいし、絶縁板 (取付、破損、き裂)		横行 # ( MΩ)		過負荷警報装置 (機能)			
	電磁接触器 (変形、腐食、摩耗、機能)	スプリング (折損、衰損)		走行 # ( MΩ)		衝突防止装置 (機能)			
	継電器 (変形、腐食、摩耗、機能)	絶縁トロリ (取付、間隔)		トロリ線 ( MΩ)		警報装置 (機能)			
	内部配線 (緩み、損傷、腐食、断線)	トロリバスダクト (取付)		走行レールの接地 ( MΩ)		電線 (緩み、摩耗、変形、損傷)			
昇降装置	標示燈	集電器 (緩み、摩耗、変形、損傷)	フック	判定 (良・否)	防爆部	操縦装置 (緩み、摩耗、変形、損傷)			
階段、踊場 (取付、変形、き裂、腐食)	手すり、歩道 (取付、変形、き裂、腐食)	給電ケーブル (緩み、摩耗、変形、損傷)		フック (摩耗)		取付部位 (取付、損傷、変形、き裂)			
運転室	視界	ドラム (取付、損傷、変形、き裂)		フックの口 (変形、き裂)		荷重試験	つり上げ能力 (機能)		
	作業灯・室内灯 (取付、損傷、機能)	軸、軸受 (取付、き裂、油漏れ)		フック取付部 (緩み、作動)			走行、横行能力 (機能)		
	警報装置 (機能)	規格		外れ止め装置 (変形、き裂、作動)			つり上げ、走行、横行ブレーキ能力 (機能)		
	ブレーキペダル (作動、油漏れ)	ワイヤロープ (摩耗、型くずれ、腐食)		ワイヤロープ (摩耗、損傷、き裂、作動)			車輪、サイドローラ (き裂、破損、変形)		
トロリ線	ワイヤロープ	ワイヤ止め (固定)	ワイヤロープ取付部 (取付け、破損、き裂)	主ギヤ	スパンの全長 m (誤差 mm)				
	トロリ線 (取付、摩耗、たるみ)	支持がいし、絶縁盤 (取付、破損、き裂)	照明装置 (機能、緩み、破損、はずれ)		揚程 m	試験荷重 t			
電動機	本体 (取付、油漏れ、破損)	信号灯 (機能、緩み、破損、はずれ)	緩始動停止装置 (機能)	装綴置始動停止	たわみ量 mm				
	ブラシ (摩耗、変形、き裂)	オイル (油糧、汚れ)	インバータ部 (機能)						
	ブラシホルダー (摩耗、変形、き裂)	チェーンバケット (損傷、異物混入)	装置盤内 (汚れ、損傷)						
操縦装置	スリップリング (摩耗、変形、き裂)	チェーン (規格、伸び、き裂、変形、摩耗)							
	押しボタンスイッチ (取付、摩耗、損傷)								
	無線機 (緩み、変形、損傷、機能)	ランウエイ	レール (摩耗、変形、き裂)						
	コントローラ (損傷、腐食、変形、断線、機能)		継ぎ目板 (緩み、脱落)						
ドトロリ・サ	操作用ロープ (衰損、損傷)		レール押え (緩み、脱落)						
	本体 (取付、破損、き裂)	車輪止め (取付、破損、損傷)		使用時間	判定	有効期間			
	車輪 (摩耗、損傷)	構成部分 (変形、き裂、損傷)		H	合格 不合格	再検	から まで		
機内配線	サイドローラ (摩耗、損傷)	接合部分 (き裂、腐食)							
	電線 (損傷、焼損、腐食、断線)	溶接部分 (き裂、腐食)	備考						
	電線管 (損傷、破損、き裂)								
	接続部 (緩み、脱落)								

## 移動式クレーン性能検査基準

検査項目	検査箇所	適用	検査方法	判定基準	備考
フック	フック		外観、作動検査	1 玉掛用ワイヤロープが接触する部分に著しく溝がついたり段付けがないこと。 2 変形（口の開きが内側直径以上）及びき裂がないこと。 3 作動が円滑で緩みがないこと。	
	外れ止め装置		同上	作動が円滑で、著しい変形及びき裂がないこと。	
シーブ	シーブ		同上	1 摩耗、損傷、変形及びき裂がないこと。 2 手で円滑に回転すること。	
	シーブ取付部		外観検査	取付けが確実で、き裂及び破損がないこと。	
ブーム 接続式	接続ピン又はボルト及びホール	① ②	同上	著しい摩耗、損傷及び変形がないこと。	
	フットピン及びホール	① ②	同上	同上	
	ブーム	① ②	同上	1 き裂及び著しい損傷がないこと。 2 曲り、変形及び歪（ひず）みは修正基準の使用許容限度以内であること。	
	ブーム	① ②	同上	著しい変形及びき裂がないこと。	

ブーム伸縮式	クラウドラム取付ピン止め板	①	同上	取付けが確実に変形及びき裂がないこと。
	リフトラム上・下ピン	①	同上	著しい摩耗、変形及びき裂がないこと。
	トップ取付ボルト	①	同上	脱落及び緩みがないこと。
	スライディングプレート	① ②	同上	著しい摩耗、すき間及びがたがないこと。
	補助ジブ	①	同上	著しい変形及びき裂がないこと。
ブーム反転防止装置	反転防止桿(かん)及び取付ピン	①	外観検査	取付けが確実に、変形及びき裂がないこと。
	緩衝用スプリング	① ②	同上	衰損、折損がないこと。
	反転防止ケーブル	① ②	同上	素線の切断、著しい衰損、腐食等がないこと。
	ブームステー及びブラケット	①	同上	取付けが確実に、著しい変形及びき裂がないこと。
ブーム起伏制御器	レバー、ロッドリンク及び取付部	① ②	同上	取付けが確実に、著しい摩耗、変形及びき裂がないこと。

ワイヤロープ	規格		同上	用法に応じた規格（安全係数の値が巻上用ワイヤロープにあつては5以上、ブーム支持用ワイヤロープにあつては4以上。ただし、戦車回収車にあつてはいずれも3以上）のものを使用していること。
	ワイヤロープ		同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワイヤロープひとよりの間において、素線の10%以上が切断していないこと。</li> <li>2 直径の減少が公称径の7%を超えていないこと。</li> <li>3 キンク、形崩れ、腐食等がないこと。</li> </ol>
	捨て巻き（巻上げ及び起伏用ワイヤロープ）		同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 最大のつり上げ角度で、つり具の位置が最低になったとき、ドラムに二巻き以上のワイヤロープのすて巻きがあり、かつ、ロープの端の取付けが完全であること。</li> <li>2 ブームが最低になったとき、ドラムに二巻き以上のワイヤロープが残り、かつ、ロープの端の取付けが完全であること。</li> </ol>
	ワイヤ止め		同上	ワイヤエンド、アイスプライス、圧縮止めクリップ及びクランプ止めの固定が確実であること。
アウトリガ	取付部及びガイド	① ②	外観検査	取付けが確実で、損傷、変形、き裂、油漏れ等がないこと。
	固定用ロックピン	① ②	同上	著しい摩耗及び変形がないこと。
	ジャッキ・ねじ	① ②	同上	著しい摩耗、変形、き裂及び異物の付着がないこと。

	底板	① ②	同上	著しい変形及びき裂がないこと。
運転室	座席		同上	取付けが確実で、著しい損傷等がないこと。
	窓ガラス・ドア		外観、作動検査	1 取付けが確実で、窓枠の著しい腐食及びガラスの破損がないこと。 2 ロックは確実に作動すること。
	室内灯・作業灯・計器灯及びスイッチ		外観、機能検査	取付けが確実で、破損及び機能不良がないこと。
	計器類	① ②	同上	取付けが確実で、損傷及び機能不良がないこと。
	警報装置		同上	取付けが確実で、機能不良がないこと。
	操作用レバー		作動検査	引き代が適正で、作動が円滑であること。
	操作用ペダル		同上	1 踏み代が適正で、作動が円滑であること。 2 ブレーキペダルのロックが、確実に作動すること。
	主巻ドラム		外観検査	取付けが確実で、著しい損傷、変形及びき裂がないこと。
	補巻ドラム及びブームふ仰ドラム	① ②	同上	同上
	軸及び軸受		同上	取付けが確実で、油漏れ及びき裂がないこと。

動力伝達装置	各種クラッチ	①	同上	摩耗、油脂等の付着がないこと。
		②		
		①	外観検査	バンドのねじれ及びき裂がないこと。
	②			
	①	同上	ライニングの摩耗は、修理限度基準の使用許容限度以内であること。	
②				
各種ブレーキ		同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 摩耗、油脂等の付着がないこと。</li> <li>2 バンドのねじれ及びき裂がないこと。</li> <li>3 ライニングの摩耗は、修理限度基準の使用許容限度以内であること。</li> </ol>	
チェーン及びチェーンケース		同上	チェーンの著しい損傷、摩耗及びチェーンケースからの油漏れがないこと。	
原動機	全般	①	機能検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 エンジンの始動が容易であること。</li> <li>2 エンジンの回転が低速、中速、高速及び加速時順調に回転すること。</li> <li>3 エンジンの異状振動、異音及び異状温度上昇がないこと。</li> <li>4 燃料漏れ、水漏れ及び油漏れがないこと。</li> </ol>
		②		
	主クラッチ	①	同上	異音、異臭がなく滑り、切れ不良がないこと。
		②		



	ミッション	① ②	同上	異音及び油漏れがないこと。
油圧装置	油圧ポンプ		外観検査	油漏れ等の異状がないこと。
	油圧モータ		同上	同上
	油圧シリンダ		同上	同上
	油圧バルブ		同上	同上
	油圧ホース		同上	取付けが確実で、き裂、損傷及び破損がないこと。
旋回装置	スィベルジョイント		外観、機能検査	油漏れ、発熱、機能不良等がないこと。
	旋回ローラ		外観検査	ローラの変形及びき裂がないこと。
	旋回ロック		同上	取付けが確実で、著しい損傷、変形及びき裂がないこと。
	ストッパ	①	同上	同上
	トウパ	①	同上	同上
指示器	ブームふ仰角指示器		同上	取付けが確実で、著しい損傷がないこと。
走行装置	チェーン、起動輪 誘動輪、転輪		同上	1 スプロケット及びチェーンのかみ合いに異常がないこと。 2 取付けが確実で、損傷、変形及びき裂がないこと。
	操向クラッチ及び ブレーキ		機能検査	異音・異臭がなく滑り、切れ不良がないこと。
	フレーム		外観検査	著しい変形、き裂及び腐食がないこと。

	履帯		同上	ピンの抜け出し、履板の損傷、変形及びき裂がないこと。	無負荷でつり上げ、旋回の運動を2回以上行い、異状を発見した場合はその原因を調査し、必要な修理又は調整を行った後負荷運転を行う。
	減速装置		機能検査	油漏れ及び異音がないこと。	
無負荷 運 転	全般		同上	異状振動、異音及び衝撃がなく、円滑に運転されること。	
	各種クラッチ		同上	異音、異臭、滑り及び切れ不良がないこと。	
	各種ブレーキ		同上	異音及び異臭がなく、確実に制動すること。	
	伸縮装置	㊦ ㊧	同上	確実に作動すること。	
	巻き過ぎ防止警報装置		同上	作動開始の時期が著しく異なることがないこと。	
	ブームふ仰クラッチ		同上	異音、異臭、滑り及び切れ不良がないこと。	
	ブーム反転防止装置		同上	定められた位置で確実に作動すること。	
	ブーム降下用制御装置		同上	確実に作動すること。	
	伝導装置		機能検査	異音等がなく、作動が円滑であること。	
	油圧装置		同上	油漏れ及び異音がなく、作動が円滑であること。	
	急縮防止装置	㊨	同上	作動開始の時期が著しく異なることがないこと。	
	ブーム使用警告装置	㊩	同上	確実に作動すること。	

負荷運 転	全般		同上	異状振動、異音及び衝撃がなく円滑に作動すること。	定格荷重に相当する荷 をつり上げ、旋回の運動 を定格速度で2回以上行 う。
	各種クラッチ		同上	異音、異臭、切れ不良及び滑りがないこと。	
	各種ブレーキ		同上	異音及び異臭がなく確実に制動すること。	
	油圧装置		同上	油漏れ及び異音がなく、作動が円滑であること。	
	アウトリガ	① ②	同上	油漏れがなく、作動が円滑で、接地面が確実に接し、機 体が安定していること。	
	過負荷防止装置		同上	確実に作動すること。	

注：適用欄中 ①印はトラッククレーン、②印はクローラクレーン、③印はレッカ等を示す。

## クレーン性能検査基準

検査項目	検査箇所	適用	検査方法	判定基準	備考
配電盤・保護盤	ナイフスイッチ等		外観検査	取付けが確実で、接触部分の焼損及び絶縁物が破損していないこと。	
	ヒューズ		同上	適正なヒューズを使用していること。	
	配線遮断機		外観、機能検査	1 緩み及び破損がないこと。 2 取付けが確実で、円滑に作動すること。	
	電磁接触器		同上	1 折損、変形、腐食及び摩耗がないこと。 2 取付けが確実で、円滑に作動すること。	
	継電器		同上	1 折損、変形、腐食及び摩耗がないこと。 2 取付けが確実で、円滑に作動すること。	
	内部配線		外観検査	接続部の緩み、被覆の損傷、腐食及び断線がないこと。	
	標示燈		外観、機能検査	取付けが確実で、破損及び機能不良がないこと。	
昇降設備	階段、踊場		同上	取付けが確実で、著しい変形、き裂及び腐食がないこと。	
	手すり、歩道		同上	取付けが確実で、著しい変形、き裂及び腐食がないこと。	
運転室	視界		同上	運転に必要な視界が妨げられていないこと。	
	作業灯、室内灯		外観、機能検査	取付けが確実で、破損及び機能不良がないこと。	
	警報装置		機能検査	確実に作動すること。	
	ブレーキペダル		作動検査	踏みしろが適正で、油漏れがなく、作動が円滑であること。	

ト ロ リ 線	ト ロ リ 線		外 観 検 査	取 付 け が 確 実 で 、 著 し い 摩 耗 が な く ト ロ リ 線 と ト ロ リ ホ イ ル の 接 触 に 異 常 が な い こ と。 。	
	支 持 が い し 、 絶 縁 板		同 上	取 付 け が 確 実 で 、 損 傷 及 び き 裂 が な い こ と。 。	
電 動 機	全 般		外 観 検 査	取 付 け が 確 実 で 、 摩 耗 、 き 裂 等 が な い こ と。 。	
操 縦 装 置	押 し ボ タ ン ス イ ッ チ		外 観 、 機 能 検 査	1 接 点 と 接 触 面 の 摩 耗 が な い こ と。 2 配 線 の 損 傷 が な い こ と。 3 押 し ボ タ ン 及 び ケ ー ス の 損 傷 が な い こ と。 4 つ り 下 げ 用 保 護 装 置 の 損 傷 が な い こ と。 5 ケ ー ブ ル の 著 し い 劣 化 、 損 傷 が な い こ と。 6 イ ン タ ロ ク 機 能 が 正 常 に 作 動 す る こ と。 7 取 付 け が 確 実 で 、 表 示 ど お り 円 滑 に 作 動 す る こ と。 。	
	無 線 機		同 上	1 配 線 の 損 傷 が な い こ と。 2 押 し ボ タ ン 及 び ケ ー ス の 損 傷 が な い こ と。 3 受 信 機 の 緩 み 、 変 形 及 び 損 傷 が な い こ と。 4 取 付 け が 確 実 で 、 表 示 ど お り 円 滑 に 作 動 す る こ と。 。	
	コ ン ト ロ ー ラ		同 上	1 接 続 部 分 の 緩 み 、 被 覆 の 損 傷 、 焼 損 、 腐 食 及 び 断 線 が な い こ と。 2 著 し い 摩 耗 、 損 傷 及 び 変 形 が な い こ と。 3 取 付 け が 確 実 で 、 円 滑 に 作 動 す る こ と。 。	
ト ロ リ ・ サ ド ル	本 体		外 観 検 査	取 付 け 、 き 裂 及 び 破 損 が な い こ と。 。	
	車 輪		同 上	摩 耗 及 び 損 傷 が な い こ と。 。	
	サ イ ド ロ ー ラ		同 上	摩 耗 及 び 損 傷 が な い こ と。 。	

機内配線	電線		同上	接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損及び腐食及び断線がないこと。	
	電線管		同上	損傷、き裂及び破損がないこと。	
	接続部		同上	脱落及び緩みがないこと。	
集電装置	ホイール面		同上	著しい摩耗及び条こんがないこと。	
	トロリポールアーム		同上	取付けが確実で、著しい変形及びき裂がないこと。	
	支持がいし、絶縁板		同上	取付けが確実で、き裂及び破損がないこと。	
	スプリング		同上	衰損及び折損がないこと。	
	絶縁トロリ		同上	1 心線、ジョイント及びカバーの取付けが確実にされていること。 2 トロリの間隔が一定であること。	
	トロリバスダクト		同上	ダクト及び導体が正常に接続されていること。	
	集電器		同上	1 緩み、摩耗、変形及び損傷がないこと。 2 給油が適切であること。	
	給電ケーブル		同上	緩み、摩耗、変形及び損傷がないこと。	
巻き上げドラム	ドラム		外観検査	取付けが確実で、著しい損傷、変形及びき裂がないこと。	
	軸・軸受		同上	取付けが確実で、油漏れ及びき裂がないこと。	

ワイヤロープ	規格		同上	用法に応じた規格(巻上用ワイヤロープの安全係数5以上)のものを使用していること。
	ワイヤロープ		同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ワイヤロープひとよりの間において、素線の10%以上が切断していないこと。</li> <li>2 直径の減少が公称径の7%を超えていないこと。</li> <li>3 キンク、形崩れ及び腐食等がないこと。</li> </ol>
	すて巻 (巻上用ワイヤロープ)		外観検査	つり具の位置が最低になったとき、ドラムに2巻以上のワイヤロープのすて巻があり、かつ、ロープの端の取付けが完全であること。
	ワイヤ止め		同上	ワイヤエンド、アイズプライス、圧縮止め、クリップ、クランプ等の固定が確実であること。
電気チェーンブロック	本体		同上	取付けが確実で、油漏れ及び破損がないこと。
	オイル		同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 油量は適量であること。</li> <li>2 油は、汚れ及び異物混入がないか。</li> </ol>
	チェーンバケット		同上	損傷及び異物混入がないか。
チェーン			同上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 伸びが、当該つりチェーンが製造された時の長さの5%以下であること。</li> <li>2 リンク断面の直径の減少が、当該つりチェーンが製造された時の当該リンク断面の10%以下であること。</li> <li>3 き裂がないこと。</li> </ol>

ランウエイ	レール		外観検査	1 き裂、著しい摩耗及び変形がないこと。	
	継ぎ目板			2 継ぎ目板の脱落並びに継ぎ目板取付ボルトの緩み及び脱落がないこと。	
	レール押え			3 レール押さえ、ボルト、大きき等レールを固定するものが緩んだり、脱落していないこと。	
	ストッパ (車輪止め)		同上	1 ストッパが平行で、走行レール又は横行レールに直角に取り付けられていること。 2 ストッパの取付けが確実で、衰損及び破損がないこと。	
構造部分	構成部分		同上	き裂、著しい変形、腐食等強度に影響を及ぼす欠陥がないこと。	
	接合部分		同上	リベット・ボルト及びナット・ピンの脱落及び緩みがないこと。	
	溶接部分		同上	き裂、割れ及び著しい腐食がないこと。	
絶縁抵抗	区分された部分において各分岐回路ごと		同上	各回路ごとに0.5MΩ以上であること。	
フック	フック		外観、作動検査	1 玉掛用ワイヤロープが接触する部分に著しい溝が付いたり、段付きがないこと。 2 変形（口の開きが内側直径以上）、き裂がないこと。 3 作動が円滑で緩みがないこと。	
	フックの口				
	フック取付部				
	外れ止め装置		同上	作動が円滑で、著しい変形及びき裂がないこと。	
シープ	シープ		同上	著しい摩耗、損傷及びき裂がないこと。	
	シープ取付部		同上	取付けが確実で、き裂及び破損がないこと。	



照明装置等	照明装置、信号灯		外観・機能検査	緩み、摩耗、変形及び損傷がないこと。	
緩始動停止装置	作動状態		機能検査	円滑及び正常に作動すること。	
	インバータ		同上	円滑及び正常に作動すること。	
	装置盤内		同上	鉄粉、折損片等の侵入、汚れ及び損傷がないこと。	
安全装置	巻過防止装置		機能検査	1 緩み、摩耗、変形及び損傷がないこと。 2 定められた位置で、確実に作動すること。	
	過負荷防止装置		同上	回路が、確実に遮断すること。	
	過負荷警報装置		同上	設定した荷重に応じた警報を発すること。	
	衝突防止装置		同上	定められた荷重で、確実に作動すること。	
	警報装置		同上	確実に作動すること。	
防爆部	電線		同上	接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損、腐食及び断線がないこと。	
	操縦装置		同上	接続部分の緩み、被覆の損傷、焼損、腐食及び断線がないこと。	
	取付部位		同上	損傷、き裂及び破損がないこと。	

荷重試験	つり上げ能力		同上	円滑に巻き上げ及び巻き下げが行われること。	<p>1 定期検査 定格荷重に相当する荷をつり上げ、走行、横行の運転を定格速度で、2回以上行う。</p> <p>2 設置検査 定格荷重の1.25倍に相当する荷をつり上げ、走行、横行の作動を定格速度において行う。</p> <p>3 無負荷運転 (1) 上記検査を行う前に無負荷でつり上げ旋回運動を2回以上行う。 (2) 無負荷運転で異常を発見した場合は、必要な修理又は調整を行う。</p>
	走行、横行能力		同上	<p>1 走行及び横行が円滑に行われること。</p> <p>2 異音、著しい発熱及び振動がないこと。</p>	
	ブレーキ能力		同上	確実に停止し、異音、著しい発熱及び振動がないこと。	
	車輪、サイドローラ		同上	著しい異音、発熱及び振れ等がないこと。	
主ガータ	スパンの長さ		外観検査	走行レールの中心間の距離が、±10mm以内であること。	
	たわみ量		同上	たわみ量が主ガータスパンの1/800(mm)以下であること。	主ガータの中央部で定格荷重（又は相当する荷）をつり上げた時の主ガータのたわみ量を測定する。